

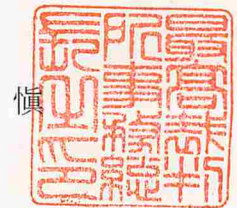
最高裁秘書第187号

令和3年2月1日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和2年8月27日付け（同月31日受付，第020412号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和2年7月10日付け最高裁判所事務総局人事局任用課試験係「令和元年度（第73期）司法修習生考試における特例措置等に関するお知らせ」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

令和2年7月10日

令和元年度（第73期）司法修習生 各位

司法修習生考試委員会庶務担当

最高裁判所事務総局人事局任用課試験係

令和元年度（第73期）司法修習生考試における特例措置等  
に関するお知らせ

標記の考試を受験する際に、特別の事情により、エレベーターの使用、考試時間の延長、答案作成のためのパソコンの使用及びトイレ以外の理由（例：搾乳等）による退出等の特例措置を希望する者は、下記の事項をよく読んで、あらかじめ必要な資料等を準備するようにしてください。

なお、健康増進法による受動喫煙の防止の趣旨及び同法において認められる喫煙場所を設けている会場確保の困難等により、今年度の考試から、考試会場における喫煙が認められないこととなりましたのでお知らせいたします。

おって、今年度の考試に関する事項（考試における注意事項や不合格者受験番号等）については、最高裁判所ウェブサイト（裁判所トップページ>各地の裁判所>最高裁判所>司法研修所 <<https://www.courts.go.jp/saikosai/sihokensyujo/index.html>>）に随時掲載しますので、必ず確認してください。

記

申請期間：8月24日（月）から9月18日（金）まで（消印有効）

提出書類等：特例措置申請書、特例措置を希望する事情を疎明する資料（例：  
医師作成の診断書（考試前4か月以内に作成されたもの）等）

※ 必要に応じて追加資料等の提出を求める場合がある。

※ 別添特例措置申請書及び使用が認められる私物一覧は、追って最高裁判所ウェブサイトに掲載する。

提出方法：郵便のみで受け付ける。封筒の表に「司法修習生考試特例措置申請書在中」と朱書きして、簡易書留郵便で送付すること。

提出先：〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2  
最高裁判所事務総局人事局任用課試験係

注意事項：考試における特例措置は、集合修習とは別に申請が必要である。  
申請期間を徒過した場合は、特例措置を認めないことがある。

問合せ先：最高裁判所事務総局人事局任用課試験係  
電話03-3264-8191